（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第八十三条　法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（第七号及び次条において「中間説明書類」という。）にあっては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ⑿、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

一　（略）

イ～ニ　（略）

ホ　会計監査人の氏名又は名称

ヘ　（略）

ト　（略）

(1)　代理組合等の商号又は名称

(2)　（略）

二　（略）

三　（略）

イ　（略）

ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑭から⑳までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

(1)～(10)　（略）

(11)　単体自己資本比率（法第二十三条第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第五号ルにおいて同じ。）

(12)～(15)　（略）

(16)　信託勘定有価証券残高（⑲に掲げる事項を除く。）

(17)　信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証電子決済手段をいう。）残高

(18)　信託勘定暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）残高及び履行保証暗号資産（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第五項に規定する履行保証暗号資産をいう。）残高

(19)・(20)　（略）

ハ　（略）

四　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

ニ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定紛争解決機関が存在する場合　商工組合中央金庫が法第二十二条の五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定紛争解決機関が存在しない場合　商工組合中央金庫の法第二十二条の五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第八十三条　法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあっては、第一号イ及びハからヘまで、第二号、第三号ロ⑿、第四号、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

一　商工組合中央金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

（新設）

ホ　（略）

ヘ　代理組合等に関する次に掲げる事項

(1)　代理組合等の商号

(2)　（略）

二　（略）

三　商工組合中央金庫の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑭から⑱までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

(1)～(10)　（略）

(11)　単体自己資本比率（法第二十三条第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。）

(12)～(15)　（略）

(16)　信託勘定有価証券残高（⑰に掲げる事項を除く。）

（新設）

（新設）

(17)・(18)　（略）

ハ　（略）

四　商工組合中央金庫の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

（新設）

（新設）